

三 重 県 知 事 宛て

住 所  
学校法人  
理 事 長

学校法人〇〇学園寄附行為変更届

このたび学校法人〇〇学園の寄附行為を変更したので、私立学校法第 45 条第 2 項及び、同法施行規則第 4 条の 3 第 2 項の規定により下記のとおりお届けします。

記

- 1 変更の事由
- 2 変更の内容
- 3 変更の時期

(添付書類)

- (1) 変更条項の新旧対照表
- (2) 新寄附行為
- (3) 理事会等の議事録写（原本証明）もしくは議事録抄本
- (4) 学校法人登記事項証明書（全部事項証明書）

(注)

- 1 準学校法人の場合は、本文中の根拠条項を「私立学校法第 64 条第 5 項において準用する同法第 45 条第 2 項及び同法施行規則第 8 条において準用する同法施行規則第 4 条の 3 第 2 項」と記載すること。
- 2 公告の方法に係る変更にあつては、学校法人登記事項証明書（全部事項証明書）の添付は不要であること。
- 3 変更後の寄附行為の施行日については、理事会等の議決の日、またはそれ以降の理事会等において議決された特定日であること。